

令和7年度計画 パブリックコメントに寄せられた意見及び対応

No.	意 見	対 応
1	第1章 1 策定の目的 1 ページ 岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に、食品関連事業者へのHACCPの導入や定着の支援、あわせて岐阜県HACCPの取り組みなどコンプライアンスの徹底を目指すことで、意識や品質管理の力量が向上し、食品等の安全性の確保が進んでいることが、P16「対照表」の各種検査結果（特に農薬対策、食品添加物対策、畜水産物対策、食品表示対策、輸入食品対策等）に表われています。それが食品に対する県民の安心感の向上（安心層が不安層を上回るなど）にもつながっているものであると引き続き評価できると考えます。2003年の食品安全基本法の制定以降、日本の食品安全行政は大きく前進していると認識しており、岐阜県がその中でも高い水準の執行力をこれからも維持することを期待します。 全ての県民にとって食の安全は現在から将来にわたる重要な関心事項です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。新型コロナの感染法上の位置づけは令和5年5月から5類に移行しましたが、長期にわたったコロナ禍は、コロナ前から潜在していた社会的な問題を増幅させたといわれています。本計画の直接の指導対象者である、食品関連事業者（生産・製造）、特に中小・零細事業者の事業経営面での損失は大きいものがありますし、原材料やエネルギー価格の高騰が続き、人手不足の問題も深刻化しています。本計画を進める中では、監視・指導とあわせて、支援の視点を担当する県職員が持って各計画の遂行に当たられることを要望します。	食の安全確保のため、本計画に基づいて各種施策を推進するとともに、食品関連事業者における食品安全の取組みに対し必要な支援を行って参ります。
2	第2章 1（2）実施機関、人員 2 ページ 令和6年度計画からの変更点がないことは、状況に即して適正に計画がたてられており、問題なく運用されていることの表われかと理解しました。	職員に対する研修会については、研修会後にアンケート調査を行い、研修会の有効性や参加者の理解度を確認し、有意義なものにする

	毎年意見を出しておりますように、食の安全・安心は県民のくらしの基礎です。新型コロナウイルスへの対応は収束したものの、全国各地や岐阜県でも一部発生した鳥インフルエンザや、食中毒の大量発生への対応など、県や自治体職員の負荷が高まることを危惧します。食品安全行政を担当する職員の健康管理や体制確保がすむよう、引き続き予算や県全体の体制整備等の措置を要望します。また、食の安全を守る人材確保の取組みとして各種研修会は毎年計画通りに実施されていますが、効果測定を確実に行之、研修制度の有効性を高める改善に継続的に取り組むことを期待します。また体制整備への対策としてシニア世代の活用など幅広い人材確保に取り組むことを期待します。	よう努めて参ります。 また、体制整備を図るため、社会人経験者の採用、定年退職者の再任用など積極的に取り組み、幅広い人材確保に努めて参ります。
3	第2章 1（2）実施機関、人員 2 ページ 厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品衛生基準行政が令和6年度から消費者庁に移管されました。現在、食品安全行政の調整機能を担っている消費者庁に機能が集まることで、食品衛生についての科学的な安全の確保と消費者利益の更なる増進が期待されるといわれましたが令和6年度の岐阜県における状況はどうでしょうか？ 引き続き、国と岐阜県とがこれまで以上に連携度合いを高め、本計画の実効性を高めていくことを要望します。	引き続き食品安全に係る体制を整備していくとともに、国との連携を密に図り各種施策を実施し、本計画の実効性高めて参ります。
4	第2章 2（3）と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導 3（2）と畜検査及び食鳥検査 6 ページ 令和6年度計画までの、「年間30万羽を超える処理を行う食鳥処理場」から「認定小規模食鳥処理場を除く食鳥処理場」へ文言が変わっています。これは新たに認定制度ができたのでしょうか？あるいは単純に同じ対象者を言い換えているだけのものなのでしょうか？いずれにしても新しい名称であることから巻末の用語解説での説明が必要であると思います。	一部の認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場の年間処理羽数が年間30万羽を超えなくなり、これまでの表現では適切でないため、当該名称に言い換えました。 御意見を踏まえ、認定小規模食鳥処理場について注釈を記載します。
5	第2章 5（1）HACCPに沿った衛生管理制度の定着 7 ページ 2021年のHACCP完全施行に先駆け、2015年に岐阜県HACCP導入施設認定制度が創設され10年目を迎えます。最長の認定事業者は昨年3回目の更	県内にはHACCP導入施設認定制度や民間認証よりHACCPに基づく衛生管理に取り組む意欲的な事業者が多くあります。

	新を経ていることになり、企業内で経験に基づくノウハウやスキルが蓄積されていると思います。食品安全行政においても、優れた実践に学ぶ視点を強め、先進的な事例を積極的に評価して県内全体で水平展開する取り組みにつなげられないでしょうか？ 事業者はもちろん消費者への情報開示を進めることにより食品安全分野のリスクコミュニケーションの促進と、ひいては安心感の向上につながるものと考えます。	この意欲的な事業者の取り組み状況を消費者や他の事業者に向けて情報発信を促す取り組みについても検討して参ります。
6	第3章 1（2）重点監視事項 10ページ 令和6年度計画までは、「②アレルギー表示の適正化指導」がありましたが、本計画案では削除されています。P16「対照表」では監視の実施状況が目標を達成しており、重点監視事項からの削除の主旨は理解できます。しかしながら、食物アレルギーが人命・健康に関わる重要事項であることは変わりませんので、現水準が後退しないよう、引き続き検査によるPDCAを確実に実施していくことを要望します。	当該アレルギー表示適正化事業は、令和7年度もこれまでと同様に行って参ります。
7	第3章 1（2）①食中毒予防に関する指導 10ページ ノロウイルス、O-157、アニサキス等による食中毒が例年全国的に大量発生しており岐阜県でも心配な状況が続いています。この部分の計画は昨年度計画も全く同じ記述で変わっていませんが、現行の対策の有効性はどのように評価されているのでしょうか？ 発生原因を「生産」「流通」「消費(家庭)」等の段階別に明らかにして、県民の行動変容を促していくことが重要であると考えます。	食中毒については、事例ごとに保健所が発生原因等詳細を調査して厚生労働省に報告するとともに、各保健所に還元し対策の参考にしています。 また、食中毒の多くが飲食店を原因とするため、食品衛生責任者実務講習会において、県内外の食中毒の状況や事例を説明するなど、有効な対策に努めて参ります。
8	第3章 4（1）双方向のリスクコミュニケーション （2）食品の安全・安心に関する教育の推進 14ページ 15ページ 岐阜県が実施している「食品の安全性に関するアンケート調査結果」によれば、食品の安心感については、「非常に安心」「どちらかといえば安心」あわせてほぼ半数の県民が「安心」だと回答しています。長年にわたる食品安全の取り組みの成果	引き続き、消費者の意識の把握に努め、様々な媒体の活用を検討しながら、双方向のリスクコミュニケーションの推進に取り組んで参ります。

	であると評価できる一方で、まだ半数近くの県民は安心感を持たれていないと積極的に受けとめていくことが重要であると考えます。前者については、行政への「丸投げ」に進展しないよう、後者については「分からないことは何か?」「不安に感じていることは何か?」を把握する取り組みを継続していくことを期待します。 オンラインの活用も含め、膨大な情報の中から消費者が自分に必要な食の安全情報を探しやすく、発見しやすい形で提供することが重要です。現代人の活字離れはますます加速化していることを認識し、目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる情報提供手段を引き続き追求することを要望します。 引き続き、消費者の声に耳を傾ける姿勢で、双方向の活発なリスクコミュニケーションが実現できるよう、県のDX対応力も駆使して食品安全行政の推進計画が実践されていくことを期待します。	
9	岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）と食品衛生監視指導計画の対照表 16ページ P16「対照表」2. HACCPの取り組みの推進（1）HACCPに沿った衛生管理の実施率の令和5年度実績が「―」となっています。昨年度計画では令和4年度実績として52%と記載されていましたが、実際にはHACCPの実施状況の調査は行われているので、その状況を示していくことが必要であると考えます。	県内（岐阜市を除く。以下同じ）を3つの地域に分けて、令和3年度から各年度で1地域ずつ開催している食品衛生責任者実務講習会において、HACCPの実施状況についてアンケート調査を行いました。令和5年度の結果は53%でしたので、御指摘のとおり記載します。 令和6年度は、無作為に抽出した県内の1,000事業者を対象に郵送によるアンケート調査を行っているところです。来年度以降掲載していくこととしています。
10	岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）と食品衛生監視指導計画の対照表 16ページ 令和5年度の実施結果が「―」となっている項目が多いことが気になります。欄外で※注釈として説明されていますが、実際には行われている取り組みの進捗状況や結果を参照できる形で開示し、成果と課題を県民とともに確かめながら計画策定を進めていくことが望ましいと考えます。	御意見を踏まえ、令和5年度の実施結果を追記いたします。
11	その他 （計画案に該当箇所なし） 1月末には岡山県吉備中央町での住民検査の結果が公表されました。岐阜県にお	国の動向等を注視し、対応して参ります。

	いても一昨年から各務原市の地下水からの検出等が報道され、県の担当者が「今後も継続してモニタリングしていく」とコメントされています。他の有機フッ素化合物も含め、農産物への影響や健康への影響など、県民へのわかりやすい情報開示が今後さらに必要となると考えます。	
12	その他 (計画案に該当箇所なし) 米食品医薬品局（FDA）が、合成着色料であるタール系色素「赤色3号」の食品への使用を禁止すると1月に発表しました。日本では禁止されていませんが、発がん性リスク等が指摘されてきた添加物であり消費者の不安が高まることも想定されます。科学的な見も含め、消費者が食品の購入を判断するための情報等の提供とコミュニケーションを期待します。	今後、消費者庁から内閣府の食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼することになっています。この動きに注視し、必要に応じてリスクコミュニケーションを行って参ります。
13	その他 (計画案に該当箇所なし) 近隣県や県内でも発生し今年に入っても緊張感が続いています。人への感染や健康被害については、この間の適正な情報発信により消費者も冷静に受け止める基盤が作れています。一方で、発生した場合の鳥の殺処分にかかる費用や事業再開にかかる費用の負担、風評被害による事業者の損失が懸念されます。それにより、安定した鶏肉や鶏卵の安定供給の停滞、生産品質や衛生管理の低下、価格の高騰による消費生活の混乱等につながらないよう、農政や食品安全行政が一体となった対策の推進を要望します。	引き続き関係部署と連携し、対応して参ります。